

仕 様 書

建設局土木管理部河川整備課
(担当 土屋、山根 電話 222-3591)

1 件 名：三栖排水機場 天井照明設備修繕

2 修繕場所：三栖排水機場（京都市伏見区金井戸町葭島 地内）

3 履行期間：契約日の翌日から令和9年3月31日まで

なお、現地の修繕日は事前に本市職員と調整とするが、施設が河川増水時に機能する排水機場であるため、大雨警報等が発令された場合、修繕日時の順延があるので対応すること。

4 修繕内容

（1）高天井用照明器具取替

- ・ 老朽化した高天井用照明器具（HL200W）4 台を、岩崎電気株式会社製 LDRS60N-H-E39/HB と電源装置 WLE138V560M1/24-3 にすべて取り換えを行う。
- ・ 取替修繕にあたり落下防止ワイヤーの取付と必要に応じ配線の延長も含む。
- ・ 作業に際して作業足場を設置、使用し関係法令に基づき安全に作業を行うこと。
- ・ 箇所及び状況は、図面及び写真による。（以下共通）

（2）上記（1）に伴う安定器の取り外し。

- ・ 4 台の安定器を取り外しのうえ、電源直つなぎ方式に配線を整理すること。

5 その他

- （1）見積書作成に際し現地確認が必要な場合は令和8年8月7日夕方17時までの事前連絡により、時間調整を行ったうえで、令和8年8月17日に本市立会いにより実施するので連絡すること。

※施設が無人のため、事前連絡なしの現地確認は認めない。

- （2）廃材処理（水銀灯等）は、関連法令に従いすべて適切に行うこと。
- （3）安定器についてはPCBの有無について確認を行い、PCBが含まれない場合は適正処分、PCB含有の場合は本市へ引渡しとする。
- （4）現地調査時に、電気工事士などの資格証を本市職員に提示すること。
- （5）完了後に修繕報告書（作業前後や動作確認写真の貼付等により具体的な作業結果がわかるもの及び絶縁抵抗試験成績書）を作成し、提出すること。

6 注意事項

- （1）見積書は、市内中小企業（本市の区域内に本店又は主たる事務所がある中小企業）で、本市の競争入札参加有資格者名簿の種目別名簿に電気工事で登録（格付等級は問わない）されている企業を対象に徴収する。

- (2) 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載すること。
- (3) 見積書は原本郵送またはメールのいずれかにて提出すること。
- (4) 見積書の宛名は「京都市長」とし、見積年月日、担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を明記すること。
- (5) 品名品番指定のものについては、同等品の納入は認めない。
- (6) 新設する照明器具等すべての資材は新品とする。
- (7) 本施設では履行期間内において他の設備工事が予定されている。そのため、他の工事との日程調整が発生する可能性がある。
- (8) 契約する業者にのみ連絡いたします。

7 問合せ及び見積送付先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市建設局土木管理部河川整備課（京都市役所分庁舎 3F）

担当：土屋、山根

電話：075-222-3591

E-mail：tsqb5730@city.kyoto.lg.jp（土屋宛）

①天井（天井照明の設置状況）



②安定器の設置状況



③ 縞鋼板の状況



④ 受電盤前の状況



⑤遠景



参考図

